



## 報道発表資料

報道関係者各位

令和5年12月21日（木）  
【照会先】  
山形労働局労働基準部賃金室  
賃金室長 高橋 利明  
賃金係 丹野 息吹  
電話 023 - 624 - 8224

### 山形県特定(産業別)最低賃金が改正

— 12月25日から効力が発生 —

山形労働局（局長：小林 <sup>こばやし</sup> <sup>まなぶ</sup> 学）は、地域別最低賃金（時間額：900円）を上回る額で設定されている4産業の山形県特定（産業別）最低賃金について、10月24日、山形地方最低賃金審議会（会長：村山 <sup>むらやま</sup> <sup>ひさし</sup> 永）の答申を受け、下表のとおり時間額を引上げる改正決定を行いました。

効力発生日は本年12月25日となりますので、同日から山形県内の4産業で事業を営む使用者（約1,500事業場）及びその産業の基幹的労働者（約26,300人）に改正時間額が適用されます。

特定（産業別）最低賃金の件名	改正時間額（改正前）	引上げ額（引上げ率）
ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業（略称「一般産業用機械・装置等製造業」）	961円（919）	42円（4.57%）
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（略称「電気機械器具等製造業」）	945円（903）	42円（4.65%）
自動車・同附属品製造業	961円（919）	42円（4.57%）
自動車整備業 （自動車分解整備の業務に従事する者に限る）	965円（923）	42円（4.55%）

（参考）

- 別添1 山形県の最低賃金リーフレット（地域別最低賃金及び特定最低賃金）
- 別添2 特定最低賃金について